

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別お取り扱いを実施いたします。詳細につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

記

〔災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて〕

○ 保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、提出書類を一部省略することで、保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払いをいたします。

〔災害救助法の適用状況(厚生労働省発表)〕

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 24 年 11 月 27 日	【北海道】 室蘭市(むろらんし) 登別市(のぼりべつし) 伊達市(だてし) 虻田郡豊浦町(あぶたぐんとうやちよう) 有珠郡壮瞥町(うすぐんそうべつちよう) 白老郡白老町(しらおいぐんしらおいちよう) 虻田郡洞爺湖町(あぶたぐんとうやこちよう)	暴風雪にかかる災害救助法の適用

【お問い合わせ先】